秩序ある水域利用の実現 に向けて
「放置艇対策の基本方針」に沿った
新たな取組を推進 しています！

放置艇 ゼロ

船舶 の **登録**、**保管**、**処分** は、**あなたの責任** です。
適正 に 行いましょう！

令和４年度から、水域管理者等の関係者が協力し、
徹底した放置艇の所有者調査 を進めています。

・*あなたの所有する船舶の係留場所 は*
水域管理者から許可を得ていますか？

・*使わなくなった船舶 を*
そのままにしていませんか？



岡山県プレジャーボート対策推進会議

岡山県、岡山河川事務所、岡山運輸支局、岡山市、倉敷市、玉野市、
笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、海上保安部、県警察

令和 5 (2023) 年 3月　第2版

岡山県では、隣県の取組と同様 に、
各水域等管理法令に基づく**放置等禁止区域の指定** を
進めます！

推進会議では、**令和７（2025）年度からの法適用** を
目指し、**放置等禁止区域の指定方針を公表** しました！

放置等禁止区域に指定されると、
各水域等管理法令に基づく**罰則等が適用** されます。

放置等禁止区域の指定（法適用）に向けた取組



Ｒ４　　Ｒ７頃

例えば、港湾区域の場合、区域内で、
みだりにプレジャーボート等を捨てたり、
放置（許可を受けず船舶を係留保管すること）すると、

港湾法により、
１年以下の懲役 または ５０万円以下の罰金 に
処されるようになります。

秩序ある水域利用の実現 に向けて
皆様のご理解とご協力 を お願いします！

岡山県プレジャーボート対策推進会議

事務局： 岡山県 土木部 港湾課
所在地： 岡山県 岡山市 北区 内山下 2-4-6
ＵＲＬ： https://www.pref.okayama.jp/page/760985.html
連絡先： 086-226-7486

推進会議では、令和７（2025）年度からの法適用 を目指し、
以下の区域を、一斉に 放置等禁止区域に指定する方針を決定 しました！

放置等禁止区域に指定する範囲		適　用
港湾区域	県内の港湾区域、臨港地区などの全域 ※1 （県管理港湾１１港、市管理港湾２８港）	根拠法令：港湾法第３７条の１１ 罰　　則：１年以下の懲役または５０万円以下の罰金
漁港区域	県内の漁港区域の全域 ※1 （県管理漁港１３港、市管理漁港１３港）	根拠法令：漁港漁場整備法第３９条 罰　　則：３０万円以下の罰金
河川区域	県内の河川区域の主に下流域 （国管理の直轄河川、県・市管理河川）	根拠法令：河川法施行令第１６条の４ ※2 罰　　則：３か月以下の懲役又は２０万円以下の罰金
普通海域	県内の普通海域（港湾区域・漁港区域以外の海域）の全域	（岡山県普通海域管理条例を改正する予定）
海　岸	県内の海岸保全区域内の公共海岸	根拠法令：海岸法第８条の２ 罰　　則：６か月以下の懲役又は３０万円以下の罰金
ため池、農業用水路	岡山市、倉敷市、備前市、瀬戸内市が管理するため池、農業用水路	根拠法令：各水域の管理条例 罰　　則：各条例の規定を適用

※１　各水域管理者（行政）が管理するものに限る　　※２　普通河川（市管理）については、関係の管理条例が適用される

所有する船舶を係留する場合、水域管理者の許可を得る必要があります！
詳しくは、地区別実施計画をご確認ください！



岡山県プレジャーボート対策推進会議

岡山県、岡山河川事務所、岡山運輸支局、岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、海上保安部、県警察

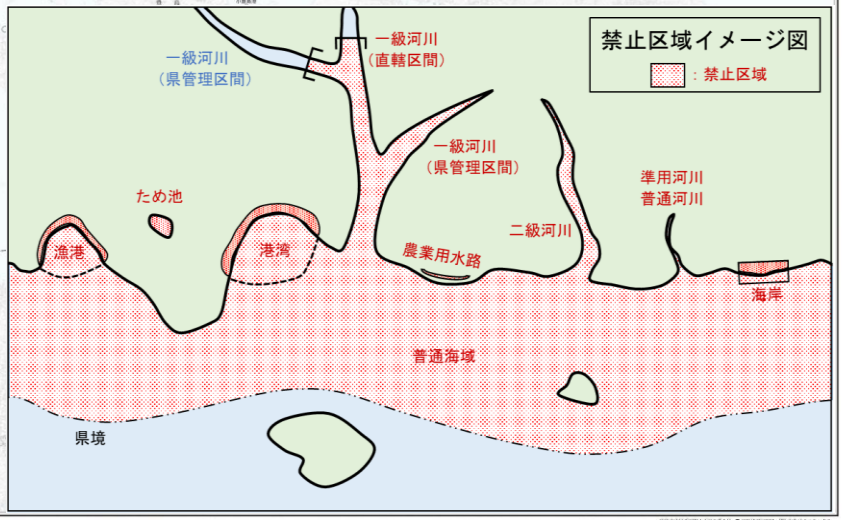
事務局：岡山県 土木部 港湾課
所在地：岡山県 岡山市 北区 内山下 2-4-6
ＵＲＬ：https://www.pref.okayama.jp/page/760985.html
連絡先：086-226-7486

令和５(2023)年３月　第2版

岡山県放置等禁止区域指定方針図

令和五年三月

凡例	
放置等禁止区域	
建設海岸	
港湾区域	
港湾海岸	
漁港区域	
漁港海岸	
農林海岸	
潮位観測所	▲



指定範囲は、各水域管理者が管理するものに限る。

1：100,000

〔不許複製〕岡山県